

岐南町長 宛

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【令和7年 4月～令和7年 6月分請求用】

申請書1枚につき3か月ごとの申請です

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項（**申請書1枚につき3か月ごとの申請で9**）に基づき、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 請求者と認定子どもが、岐南町内に居住していることを岐南町が住民基本台帳で確認すること。
 2. 実際に利用していることを岐南町が対象施設（ケアセンター）で確認すること。
 3. 利用料の支払い状況を岐南町で確認すること。
 4. 課税状況を岐南町で確認すること。
- 請求者は「認定保護者」に限ります。認定通知書に記載された「認定保護者」名で申請してください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ギナン タウ	認定 子ども との 続柄	父	生年月日	平成元年 1月 1日
氏 名	岐南 太郎 印 ※振込先は請求者名義の口座です			現住所	〒 501-6197 岐南町八剣7-107 電話： 123-456-7890

2. 認定子ども(認定子どもごとに請求して下さい)

認定種別(法第30条の4)		☒ 第2号 ☐ 第3号	認定番号	123
生年月日	年 月 日		フリガナ	ギン セロ
上記申請期間の住所			氏 名	岐南 星子
☒ 現住所のとおり ☐ 転入した ☐ 転出した				
上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入				年 月 日

3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名		預金種別		☒ 普通 ☐ 当座						
△△	銀行・信用金庫	●●	口座番号	0	1	2	3	4	5	6
	農協・信用組合		出張所	口座名義(カネカネ)						

※1 振込先の通帳又はキャッシュカード（裏面に記載されている部分）を添付し、請求者と口座名義が異なる場合は、振込先が認定保護者ではない場合、委任部分の記入、認定保護者の署名、押印が必要となります。

年 月 日 氏名

印

4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	シカシカホイクエン	所在地	〒 500-0123	
	施設・事業名	□□保育園		岐阜市○○町1番地	
	契約している利用料※2			□ 月額	円 □ 日額
②	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
	契約している利用料※2			□ 月額	円 □ 日額
③	フリガナ		所在地	〒	
	施設・事業名			電話：	
	契約している利用料※2			□ 月額	円 □ 日額

＜裏面も記入して下さい＞

④	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑤	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		
⑥	フリガナ		所在地	〒 電話：
	施設・事業名			
	契約している利用料※2	□ 月額		

※①～⑥に書き切れない数の施設・事業を利用した場合は、余白等に記載して下さい。

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設等に支払った利用料(保育料)※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d)※5	請求額(cとdを比較して小さい方)
年 月					円
年 月					円
年 月	円				円

5.については町で記入するため、記入は不要です。

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、法30条の4の認定種別が第2号の場合は月額37,000円、第3号の場合は42,000円です。途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。

- ・途中で認定期間が終了する場合、又は別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数
- ・途中で認定期間が開始される場合、又は別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数